

## 第7期 雲南市農業委員会第33回総会議事録

1. 日 時 令和5年3月23日（木） 13:30～14:45

2. 場 所 市役所3階・301会議室

3. 出席委員（17名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭	9番 高橋 一裕
10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫	13番 奥田 武
14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司	18番 嘉本 輝雄
19番 加藤 一郎			

4. 欠席委員（2名）

6番 高橋美佐子 17番 佐藤 博子

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二 局長 田部 公利 主査 白築 香 統括主幹 小林 弘典  
主事 新田 悠葉 統括主幹 荒木 公栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第224号 雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について
- ・議第225号 雲南地区農業委員会連絡協議会役員を選出について
- ・議第226号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第227号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第228号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第229号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第230号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について
- ・議第231号 雲南市農業委員会が管理する情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様にはご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、17名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第33回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、11番川角茂委員、12番林明夫委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会長専決処分の報告について</li> <li>・田畑転換届の受理について</li> <li>・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について</li> <li>・会議等の報告事項 情報委員会副委員長からいなたひめ第55号の報告有り。</li> <li>・会議等の予定</li> </ul> <p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願い致します。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第224号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について、議第225号雲南地区農業委員会連絡協議会役員を選出についてです。それぞれ、条例や規則等で各種委員会等が設置されており、そこへ農業委員が委員などとして参画しているものです。選出にあたっては、一括上程とさせていただきたいと考えます。これに、ご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長 事務局	<p>異議なしと認めます。よって、議第224号と議第225号の選出にあたっては、一括上程とさせていただきます。それでは、事務局より説明を求めます。 それでは、議案書6ページと7ページ、それぞれの委員の選出についてを議題とします。また、別紙1の第7期雲南市農業委員会組織体制、外郭団体現委員等名簿も併せてご覧ください。この委員名簿等は、現在の委員さんの名簿となっております。 初めに、議案書6ページ議第224号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出についてをお開き下さい。現在の委員には、大原地区1名、飯石地区1名の合計2名の委員にお出かけいただいております。大原地区が三島輝昭委員、飯石地区が奥田武</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>委員でございます、任期は令和5年3月31日までとなっております。協議会事務局からの委員選出依頼書での任期は令和8年3月31日までとなっておりますが、雲南市では本年7月に農業委員会委員の任期が終わることから、この任期に併せることとします。なお、依頼があった残期間については第8期農業委員会決定時に改めて委員の選出議題と致します。</p> <p>次に、議案書7ページ議第225号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出についてをお聞きください。現在の役員は、会長、会長職務代理者、運営委員会委員長、情報委員会委員長の合計4名の委員にお出かけいただいております、加藤一郎会長、嘉本輝雄会長職務代理者、柳原昌広運営委員長、佐藤博子情報委員長でございます。任期は、同じく3月31日までとなっております、今後の任期についても同じく7月19日までであります。なお、依頼があった残期間については第8期の委員選出議題と致します。以上、ご審議について、よろしくお願いたします。</p> <p>議 長       ここで、本案件については先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会委員長よりご報告をお願いします。</p> <p>5 番       5番です。議第224号と議第225号は、人事案件でございます。先日、運営委員会で協議をいたしまして、これまでも任期中は特別の理由がない限りは引き続きお願いする形を取っているところでございます。先程、事務局から名前が読み上げられました現在の委員の皆様には、引き続きお務めいただければと思いますので、どうかよろしくお願いたします。</p> <p>議 長       ただ今、事務局並びに運営委員会委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p>              (無しの声あり)</p> <p>議 長       無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので、討論を省略いたします。お諮りいたします。議第224号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出については、現在の委員の大原地区は三島輝昭委員、飯石地区は奥田武委員を、議第225号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出については、現在の役員の会長加藤一郎、嘉本輝雄会長職務代理者、柳原昌広運営委員長、佐藤博子情報委員長を留任として選出したいと考えます。提案のとおりそれぞれを留任として選出することにご異議ございませんか。</p> <p>              (無しの声あり)</p> <p>議 長       異議なしと認めます。よって、議第224号雲南市農業労働災害共済事業運営審査委員会委員の選出について、議第225号雲南地区農業委員会連絡協議会役員の選出については提案のとおりそれぞれ留任とし選出することに決定をいたしました。</p> <p>議 長       次に、議第226号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局       議案書8ページ、議第226号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。9ページをご覧ください。図面については別添1ページから掲載しています。</p> <p>              番号1と2番、〇〇町〇〇地区で地目は田2筆で関係者は1名、合計面積は3, 111</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>m<sup>2</sup>です。令和5年2月22日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3から29番、〇〇町〇〇地区で、地目は田8筆、畑18筆、山林1筆で関係者は5名、合計面積は23,233m<sup>2</sup>です。令和5年2月22日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号30番から39番は所有者が1名のため、まとめて説明をさせていただきます。番号30番から39番は〇〇町〇〇地区、〇〇地区で、地目は田6筆、畑3筆で関係者は1名、合計面積は5,703m<sup>2</sup>です。令和5年2月22日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号40番から61番、〇〇町〇〇地区で、地目は田17筆、畑5筆で関係者は8名、合計面積は13,843m<sup>2</sup>です。令和5年2月22日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号1番から61番の各筆数は田が33筆、畑が27筆、山林が1筆の合計61筆、面積は田が33,188m<sup>2</sup>、畑が12,447m<sup>2</sup>、山林が255m<sup>2</sup>、合計45,890m<sup>2</sup>です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第226号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第226号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、申請のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第226号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第227号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページ、議第227号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は1件の申請が出ております。議案書16ページをご覧ください。図面資料は15ページからです。</p> <p>申請番号1番です。この案件は空き家付き農地についてのもので、所在は〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は734m<sup>2</sup>です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており耕作が困難である。譲受の申請事由は空き家と共に取得し、耕作を行うということです。面積が大きいですが法面部分を含んでおり、また一部には既に果樹が植わっている</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>ため、畑として利用できる面積はさほど大きくありません。農地取得後は家庭菜園として野菜を栽培される予定で、農機具は現在持っておられません、必要に応じて導入することです。土地代、確認委員は議案書のとおりです。</p>
議 長	<p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはありません。また、機械の保有については今後随時導入していかれるとのこと、全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p>
15番	<p>はい。</p>
議 長	<p>はい。どうぞ</p>
15番	<p>15番です。この案件は空き家付き農地の案件ということで聞き取り調査を行っております。2月19日に聞き取りを行いました。農地取得の理由はご本人の出身は〇〇町ですが、東京から移住しのんびりと暮らしたいため、申請地及び空き家を取得したいということです。家庭菜園により野菜を栽培し、果樹が植わっているため下刈り等の管理を行い、利用できる農地面積が小さいため当分の間は鋤等で耕作し、必要に応じて農機具を揃えるそうです。この地区は、イノシシ被害がでる地区で対策をどうしようか心配されているようです。地域住民と交流を図るためにも自治会へ加入し活動に参加するとのこと。将来的にも家庭菜園と果樹栽培を継続したいが、イノシシ対策については是非相談に乗っていただきたいと伺いました。お話をした中で、申請者は大変に真面目な印象を受けましたので心配ないと思いますので、審議の程をよろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>以上で、議第227号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第227号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第227号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第228号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページ、議第228号農地法第5条の規定による許可申請についてを説明します。今月は3件の申請が出ております。議案書18ページをご覧ください。図面については18ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は323㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は現在借家住まいであるが、子供が大きくなり手狭になったため住宅を建築したいと</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>のことで、居宅1棟67.9㎡を建築されます。図面資料の20ページをご覧ください。申請地は北と南と西が畑に隣接していますが、これらは元々1つの筆で、譲渡人が今後の土地利用を考え分筆されました。今回譲受人は申請地と隣接地の2筆を取得され住宅を建築されます。分筆された筆のうち申請地を選ばれた理由としては、南側の区画は道路との高低差が大きいため進入が難しく、北側の区画は北側に高い法面があることから擁壁を設置する必要が出てくるとのことで、真ん中の区画が一番住宅の建築に適していると判断されたためです。申請地は耕作されておらず、分筆され農地として残った部分についてはこれまでどおり草刈り管理をされるとのことで、農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、規則第33条第1項第4号に規定する、住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は335㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は所有権移転で譲渡人、譲受人は議案書のとおりです。転用目的及び転用理由は親の老後を考え、実家に隣接する申請地へ住宅を建築したいとのことで、居宅1棟116.12㎡を建築されます。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は申請番号1番と同じで、許可条項は農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合に該当し、代替性なしであると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の1筆です。申請面積は838㎡、地目は議案書のとおりです。権利の種別は賃貸借で貸付人、借受人は議案書のとおりです。転用目的は仮設進入路、大型車両駐車場及び資材置場で、転用理由は発電所の改修工事のため、工事の期間中利用したいとのことです。申請地は令和2年3月24日に同じ事由で3年間の一時転用許可が出されており、今回の申請は前回許可された期間が終了するため再度一時転用許可を求めるものです。発電所の改修工事が令和6年3月末に終了し、同年9月末までに農地への復旧作業を完了させる予定とのことです。農用地区域外で賃借料、確認委員は議案書のとおりです。農地区分及び許可条項は、申請番号2番と同じです。以上報告しますので、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長  ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議長  以上で、議第228号についての説明を終わります。次に、質疑はございますか。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議長  質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございますか。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議長  討論を終わります。お諮りいたします。議第228号農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>          (無しの声あり)</p> <p>議長  異議なしと認めます。よって、議第228号農地法第5条の規定による許可申請につい</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 事務局	<p>ては、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議第229号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>議案書19ページ、議第229号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書20ページをご覧ください。今回は設定件数17件で、内訳は〇〇町6件、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町3件、〇〇町2件、〇〇町2件、このうち〇〇町、〇〇町、〇〇町、〇〇町の各1件の合計4件はしまね農業振興公社が介在する一括方式による転貸で、譲渡人から借受けた農地を公社から受け手への一括転貸が含まれております。また、借り受け戸数は10戸となっております。</p> <p>今月は12月に審議いただいた所有権移転の継続案件がございますので、ご説明いたします。26ページの所有権移転総括表をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第5条第3項の規定により、県が指定する農地中間管理機構である公益財団法人しまね農業振興公社は、農地を出し手農家から買い入れ、中間保有した後、担い手である受け手農家へ売り渡します。この事業を活用して所有権移転を行うと、農地の出し手、受け手ともに税制上の優遇措置を受けることができ担い手への集積が効率的に促進されます。今月の所有権移転の合計は、2筆の2,566㎡でしまね農業振興公社から受け手への移転です。</p> <p>この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町、〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で14時20分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">..... (休憩) .....</p>
議 長	<p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、利用権貸借と一括方式の1番から3番について〇〇町からお願いします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。利用権貸借の1番から3番まではいずれも再設定であり問題は無いと判断いたしました。一括方式の1番と2番ですが、耕作者の方は農業に積極的に取り組んでおられ、農地を探しておられます。新規ではございますが非常に意欲的な方ですので適当であると判断いたしました。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。22ページの4番から6番までですが、いずれも再設定であり問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長 2 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、2番です。7番ですが、新規案件です。借受人は法人ですが、事業所の入口の農地が荒廃しており、田から畑へ転換し花卉や野菜を栽培し、来客対応として環境整備を図りたい考えです。事業的には問題ないと考えますのでよろしくお願いいたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 5 番	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p> <p>はい、5番です。23ページの8番ですが、再設定であり妥当と判断いたしました。続いて、一括方式の3番ですが、これも再設定であり妥当と判断いたしましたので、よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第229号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借と一括方式の1番から3番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第229号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、利用権貸借と一括方式の1番から3番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p> <p>次に、議事参与の制限に該当する案件を審議いたします。〇〇町と〇〇町分の一括方式の申請番号4番と5番、所有権移転の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、4番委員には、ご退席願います。</p> <p>(4番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、議事参与の制限に該当する案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町と〇〇町より、発表していただきます。最初に〇〇町よりお願いします。</p>
1 1 番	<p>はい、11番です。一括方式の2番ですが、受ける方は法人であり現在も耕作されているようですので、問題ないと判断いたしました。27ページの所有権移転です。新しい事業ということで事務局からの説明もありましたが、農地所有者が所有地の整理を図りたいとの思いもあり申請に至った案件であり、法人も了解の上で進められていることから問題ないと判断いたしましたのでご検討をよろしくお願いいたします。</p>
議 長 1 6 番	<p>ありがとうございます。次に〇〇町よりお願いします。</p> <p>はい、16番です。25ページの一括方式の5番ですが、受け手は法人であることから問題ないと考えておりますので審議の程をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第229号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち一括方式の申請番号4番と5番、所有権移転の案件は、申請のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第229号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち一括方式の申請番号4番と5番、所有権移転の案</p>

発信者	議 事 録 要 旨
<p>議 長</p> <p>農政課</p>	<p>件は申請のとおり妥当として市長へ報告することに決定いたしました。</p> <p>4番委員にはご着席願います。</p> <p>(4番委員 着席)</p> <p>次に、議第230号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農林振興部農政課より説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書28ページ、議第230号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてをご説明いたします。本日は、令和5年1月末申出分の農用地区域の変更等についての説明です。今回の農業振興地域整備計画の変更は、農用地区域からの除外が27件、編入が1件、用途区分の変更が3件となっています。また、追認案件は、〇〇町3件、〇〇町1件、〇〇町1件の計5件、第1種農地の除外案件が〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件、〇〇町1件の計4件です。</p> <p>では、お手元にご用意しております農業振興地域整備計画変更理由書案から、最初に、除外と編入を説明します。〇〇農業振興地域整備計画変更理由書案の1ページから3ページをご覧ください。除外する件数は10件で、除外面積は8.7アールです。編入する件数は1件で、編入面積は0.1アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。変更土地調書には、変更する土地の地番、地目、面積、土地所有者、事業計画者、変更する理由、転用の確実性を記載しています。整理番号1番から説明します。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅、物置の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話無線基地局の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号7番、〇〇の1筆で除外の理由は車庫の整備です。整理番号8番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。整理番号9番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話無線基地局の整備です。整理番号10番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号11番、〇〇の1筆で編入の理由は転用の計画がなくなったためです。8ページ以降は変更要件確認表ですが、時間の都合上、説明は省略いたします。また、事業計画図につきましても、先月の総会で事業計画図を配布しておりますので説明を省略いたします。その他の町におきましても、変更要件確認表と事業計画図の説明は省略いたしますのでご了承願います。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。</p> <p>1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は8件で、土地の面積は60.7アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は廃棄物集積場の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は太陽光発電設備の設置です。整理番号5番、〇〇の2筆で除外の理由は太陽光発電設備の設置です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は太陽光発電設備の設置です。整理番号7番、〇〇の1筆で除外の理由は太陽光発電設備の設置です。整理番号8番、〇〇の1筆で除外の理由は車庫の整備です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は4件で、土地の</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>面積は8.2アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は車庫進入路の整備です。整理番号3番、〇〇の3筆で除外の理由は児童福祉施設の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと3ページをご覧ください。除外する件数は3件で、土地の面積は0.1アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番から整理番号3番までございますが、すべて〇〇の土地で、除外の理由は携帯電話無線基地局の整備です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案を説明します。1ページと2ページをご覧ください。除外する件数は2件で、土地の面積は0.1アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話無線基地局の整備です。続いて、用途区分の変更について説明します。〇〇農業振興地域整備計画変更案の用途区分の変更分について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は1件で、土地の面積は、0.3アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で用途変更の理由は農作業道の整備です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案の用途区分の変更分について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は1件で、土地の面積は、1.2アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で用途変更の理由は農機具庫の整備です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更案の用途区分の変更分について説明します。1ページと3ページをご覧ください。用途区分を変更する件数は1件で、土地の面積は、17.7アールです。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の2筆で用途変更の理由は牛舎及び堆肥舎の整備です。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第230号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第230号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第231号雲南市農業委員会が管理する情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則について、を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書29ページ、議第231号雲南市農業委員会が管理する情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則についてを説明します。議案書30と31ページには、規</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>則改正案と新旧対照表を用意しております。今回、議案としました農業委員会のこの規則は、雲南市の条例及び規則を準用しているという規則です。そこで、何を対象としているのかということですが、規則の中の情報の公開等と表記している部分でございまして、対象は個人情報保護条例と情報公開条例の2つが該当します。この2つの内、個人情報保護条例が条例として定める必要がなくなったため、今回、廃止されこのことに伴って農業委員会の規則も改正が必要となった次第です。一方、個人情報保護条例の廃止に至った経過ですが、この条例の上位法は個人情報保護法でございまして、2005年に施行されております。しかし、法が施行されて以来、情報通信技術の発展やビジネスのグローバル化などの、社会状況の変化に沿って法の制定時に想定していなかった個人情報の利活用が広がってきたと判断されました。そこで、2015年9月に法の定義の明確化、個人情報の適正な活用・流通の確保等を目的に改正法が施行されました。また、その際に3年ごとの見直しの規定が盛り込まれたことから、今回の改正に至ったところでございます。今回の改正では、個人権利の拡大、事業者が守るべき責務の追加、新たな情報類型の創設が大きな柱となっています。例えば、個人情報の目的外使用の厳格化などがあたるようですが、詳しい説明は私も法律家ではありませんので説明が出来ず、ご容赦いただきたいところでございます。この改正によって、全国の自治体が法律に基づく同一の取り扱いとなったため、これまでそれぞれの地方自治体が条例で定めていた個人情報保護条例を廃止するというところでございます。なお、情報公開条例についての変更はございません。最後にこの規則は、本日のところで制定の決定をいただければ、同日付で告示し、4月1日を施行日とします。以上、ご審議の程をよろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>以上で、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第231号雲南市農業委員会が管理する情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第231号雲南市農業委員会が管理する情報の公開等に関する規則の一部を改正する規則については、提案のとおり制定することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>以上で、本日の議事日程は全て終了しました。閉会といたします。</p>
事務局	<p>ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。  (14:45終了)</p>

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和      年      月      日

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_